

国民年金第1号被保険者は産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

国民年金機構草津年金事務所 ☎(567)2220 ☎(562)9638
 国保年金課 ☎・☎(582)1120 ☎(582)1138

国民年金第1号被保険者(20~59歳の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職の人など)で、平成31年2月1日以降に出産した場合は、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。免除期間中は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。免除の適用を受けるには届け出が必要です。届け出は、出産予定日の6ヵ月前からでき、出産後はいつでもできます。現在、一般保険料免除や法定免除の適用を受けている人も届け出が必要です。



保険料納付が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヵ月間。ただし、多胎妊娠(2人以上を同時に妊娠)の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヵ月前から最大6ヵ月間

※出産とは、妊娠85日(4ヵ月)以上の出産をいい、死産、流産、早産の場合を含みます。

| | 3ヵ月前 | 2ヵ月前 | 1ヵ月前 | 出産予定日 (出産日) | 1ヵ月後 | 2ヵ月後 | 3ヵ月後 |
|------|------|------|------|----------------|------|------|------|
| 単胎の人 | | | | | | | |
| 多胎の人 | | | | | | | |

年金番号が分かるもの(年金手帳など)、免許証など本人確認書類、母子健康手帳(出産前に届け出する場合のみ)、委任状(同世帯以外の方が届出する場合のみ)、出生証明書など出産日および親子関係が確認できる書類(子が別世帯の場合のみ)

令和4年度 就学援助制度の申請受け付けを開始

学校教育課 ☎・☎(582)1141 ☎(582)9441

経済的に困りの保護者に対し、給食費や学用品費などの就学に必要な費用の一部を援助します。

市立小中学校に在学もしくは市内在住で国立・県立・私立小中学校に在学する児童・生徒がいる保護者で、下記のいずれかに該当する人

- ①児童扶養手当を受給している ②生活保護を受給している ③市民税が非課税である ④市民税が減免されている ⑤個人事業税が減免されている ⑥国民年金保険料が免除されている ⑦国民健康保険税が減免されている ⑧生活福祉資金の貸し付けを受けている ⑨同一生計を営む(同居している)世帯全員の令和3年中の合計所得が基準以下(所得制限あり)

援助内容(支給限度額あり) 学用品費、通学用品費、学校給食費、新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費など

3月31日(木)までの平日に必要書類などを直接、学校教育課へ提出。ただし、3月5日(土)午前9時~正午は受け付けを行います。学校への提出はできません。

※令和3年度に受給していた人には、申請書を自宅へ郵送します。

必要書類など

- ・申請書(学校教育課に設置または市ホームページからダウンロード可) ※家族全員のマイナンバーを記入する欄がありますので、窓口で記入する場合は、ご注意ください。
- ・支店名、口座番号、口座名義が分かる面の振込口座通帳のコピー
- ・申請者本人のマイナンバーカード ※マイナンバーを作成していない場合は、①マイナンバーの通知カード ②運転免許証、パスポート、在留カードなど、公的機関で発行された写真付きの本人確認書類。なお、②の代用として、健康保険証、児童扶養手当証書、6ヵ月以内の公共料金の領収書のうち2つの提示でも可
- ・印鑑
- ・証明書類(上記要件の④~⑧を理由に申請する人のみ)
- ・地方税関係情報の取得に関する「同意書」(1月2日以降に守山市に転入した人のみ、18歳未満を除く世帯全員の自署)